

令和6年度経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）実施要領

岩手県商工会連合会

1. 目的

本事業は、小規模事業者又は創業を予定とする者（以下「事業者等」という。）が必要とする専門的知識を有する者（以下「専門家」という。）を小規模事業者等（以下「事業者等」という。）からの要請に応じて、直接又は個別相談会等集団指導の講師として派遣し、具体的、実践的な事項について指導を行うことにより、近時の厳しい経済環境を乗り切り、かつ事業者等の人材の確保、育成に資することを目的とする。

2. 実施体制

本事業は、本会企業支援グループが担当する。

3. 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 専門家の派遣

事業者の指導依頼申請書（様式1）に応じて、適切と認められる専門家を選定し、当該事業者等に派遣して必要としている技能等について、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

派遣回数については、1企業等について原則1テーマ1回とし、1回あたりの指導時間は基本3時間以内、最大4時間までとする。

なお、複数回派遣を要する指導を行う際には、2回目以降に係る経費の3分の1を事業者に負担させることとし、指導回数は3回までとする。

但し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等については、事業継続に向けた課題解決や、ポストコロナ・ウィズコロナ等の社会環境の変化に対応するための取組み等に対する指導にあっては、3回目まで負担を求めないこととする。

(2) 指導報告書の作成

派遣された専門家は、指導終了後、速やかに指導報告書（様式4）を本会に提出するものとする。

(3) 情報連絡会議の開催

本会は、今後の指導に役立てるため、指導を行った専門家を中心に、その具体的な指導内容及び指導上の問題点等に関して、専門家相互の意見交換の場として、情報連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(4) 制度の普及

本制度については、各種の広報誌、新聞等への掲載、ポスター、パンフレット

及びホームページ等を積極的に活用し、制度普及に努めるものとする。

4. 指導対象

県連及び商工会が専門家を派遣して行う各種の技術・技能等（以下「技能等」という。）の指導対象は、原則として、県連にあっては県内の商工会地域内、商工会にあっては、当該地域内の事業者等とする。

5. 守秘義務

本会及び商工会は、専門家に対し、指導上知り得た事業者等の個人情報及び企業秘密を厳守するよう指導するものとする。

6. 専門家の登録

専門家の登録は、別に定める「経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）に係る専門家選定要領」に基づいて行うものとする。

7. 留意事項

(1) 今年度の経営・技術強化支援事業は、事業費に国庫補助金が充当されていないため、事業終了後、事業者等に対し5年間の売上高、売上総利益等の継続調査は行わない。

(2) 過年度の経営・技術強化支援事業は、事業費に国庫補助金が充当されているため、事業成果の測定を目的に事業終了後、事業者等に対し5年間の売上高、売上総利益等の継続調査（別添報告様式）が引き続き行われる。該当する事業者等に対し、調査の依頼があった場合は協力すること。

なお、成果目標は「相談者における売上増加の事業者の割合が80%以上」とされているため、成果目標達成に向けて指導後も事業者等に対して支援が必要となる。

【令和6年度経営・技術強化支援事業運用基準】

| | | |
|---------|--------------------------|-------------------------|
| 対 象 者 | 小規模事業者等 | 新型コロナの影響を受けた 小規模事業者等 |
| 派 遣 回 数 | 1回まで無料 (2回目以降1/3自己負担) | 3回まで無料 |
| 事業実施期間 | 令和6年4月1日～令和7年2月末日まで | |

【様式 2】

令和 年 月 日

(専門家) 様

岩手県商工会連合会
会長 高橋 富一
(公印省略)

経営・技術強化支援事業（専門家派遣事業）に係る指導依頼について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

エキスパートバンク事業につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、下記の企業から指導の依頼があり、内容を検討した結果、貴殿にご指導をお願い申し上げます。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 指導依頼日時 令和 年 月 日 ()
時 分～ 時 分 (時間)
- 4 指導依頼内容 別紙申請書のとおり
- 5 謝金等 「経営・技術強化支援事業（専門家派遣事業）指導報告書」が届き次第、謝金及び旅費を指定口座に振り込みます。
- 6 その他 本事業を効果的に推進するため、指導時間は4時間以内とされるようお願いいたします。
- 7 連絡先 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目3番8号
TEL 019-622-4165
FAX 019-654-3363
(担当：企業支援グループ ○○、○○)

【様式 3】

令和 年 月 日

商工会長 殿

岩手県商工会連合会
会長 高橋 富一
(公印省略)

経営・技術強化支援事業（専門家派遣事業）に係るエキスパート派遣について

過日依頼のありました標記指導について、下記により実施することといたしましたので、通知いたします。

記

- 1 指導日時 令和 年 月 日 () 時 分～
- 2 指導対象事業所
- 3 指導場所
- 4 指導内容
- 5 エキスパート名
- 6 連絡先 企業支援グループ (担当：〇〇、〇〇)

経営・技術強化支援事業（専門家派遣事業）指導報告書

担当専門家名：_____

| | | | |
|---------------|-------------------------|------------------|-----|
| 商工会名 | | 企業名 (業種) | () |
| | | 指導場所 | |
| 指導依頼申請日 | 年 月 日 () | 立会者 | |
| | | 支援担当者 (商工会職員) | |
| 指導日時 | 年 月 日 () 時 分～ 時 分 計 時間 | | |
| 技術・技能等の問題点 | | | |
| | | | |
| 指導した技術・技能等の内容 | | | |
| 年 月 日 | 主 な 指 導 内 容 | | 備 考 |
| | | | |
| 指 導 の 効 果 | | | |
| | | | |